

厚生労働省発薬生 0216 第 72 号  
平成 29 年 2 月 16 日

薬事・食品衛生審議会会長  
橋田 充 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久

## 諮 問 書

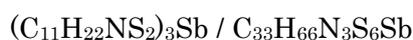
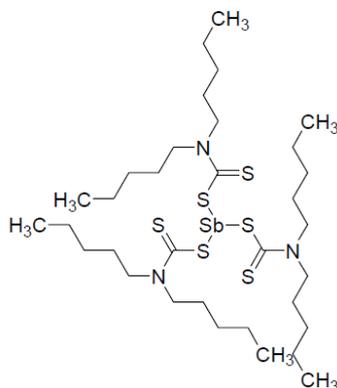
下記の事項について、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 23 条の 2 の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

### 記

トリス（ジペンチルジチオカルバマト- $\kappa^2$ S, S'）アンチモン 5%以下を含有する製剤の毒物及び劇物取締法に基づく劇物からの除外について



トリス（ジペンチルジチオカルバマト- $\kappa^2 S, S'$ ）アンチモン5%以下を含有する製剤の毒物及び劇物取締法に基づく劇物からの除外について



CAS No. : 15890-25-2

名称 (英語名) Tris(dipentylthiocarbamate- $\kappa^2 S, S'$ )antimony  
(日本名) トリス（ジペンチルジチオカルバマト- $\kappa^2 S, S'$ ）アンチモン

#### 経緯

上記化学物質は、現在、毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号）第2条第1項第7号のアンチモン化合物及びこれを含有する製剤に該当し、劇物となるものであるが、今般、事業者より、原体及び5%製剤の毒性データが提出され、5%製剤が劇性を持たないものであることが判明したことにより、劇物から除外するものである。

#### 用途

高荷重用潤滑剤

#### 物理的・化学的性質

別添1を参照

#### 毒性

別添2を参照

#### 事務局案

トリス（ジペンチルジチオカルバマト- $\kappa^2 S, S'$ ）アンチモン5%以下を含有する製剤を、「劇物」から除外することが適当である。

【別紙 1】

物理的・化学的性質（原体）

項目	
名称	(英語名) Tris(dipentyldithiocarbamate- $\kappa^2$ S,S')antimony (日本名) トリス (ジペンチルジチオカルバマト- $\kappa^2$ S, S')
	アンチモン
CAS 番号	15890-25-2
化学式	(C <sub>11</sub> H <sub>22</sub> NS <sub>2</sub> ) <sub>3</sub> Sb / C <sub>33</sub> H <sub>66</sub> N <sub>3</sub> S <sub>6</sub> Sb
分子量	819.05
物理化学的性状	
性状	固体
沸点	>300°C
融点	知見なし
密度	知見なし
蒸気圧	<1×10 <sup>-10</sup> mmHg
溶解性	水：<0.0454 mg/L (20°C)
安定性・反応性	知見なし

【別添 2】

毒性（原体）

試験の種類	供試動物	試験結果	備考
急性経口毒性	ラット	LD <sub>50</sub> : >2,000 mg/kg	OECD TG 420 GLP 準拠
急性経皮毒性	ラット	LD <sub>50</sub> : >2,000 mg/kg	OECD TG 402 GLP 準拠
急性吸入毒性 (ミスト)	ラット	<u>LC<sub>50</sub> : &gt;0.71 mg/L/4hr</u>	OECD TG 403 GLP 準拠
刺激性	ウサギ	皮膚腐食性 : なし	OECD TG 404 GLP 準拠
	ウサギ	眼刺激性 : 軽度の刺激性	OECD TG 405 GLP 準拠

毒性（5%製剤）

試験の種類	供試動物	試験結果	備考
急性経口毒性	ラット	LD <sub>50</sub> : >2,000 mg/kg	OECD TG 420 GLP 準拠
急性経皮毒性	ラット	LD <sub>50</sub> : >2,000 mg/kg	OECD TG 402 GLP 準拠
急性吸入毒性 (ミスト)	ラット	LC <sub>50</sub> : >0.20 mg/L/4hr*	OECD TG 403 GLP 準拠
刺激性	ウサギ	皮膚腐食性 : なし（軽度の刺激性）	OECD TG 404 GLP 準拠
	ウサギ	眼刺激性 : なし	OECD TG 405 GLP 準拠

\* : 当該製剤はペースト状であり、ミスト化させることができず、試験施設で用いた装置における達成可能な最高濃度であった 0.20 mg/L/4hr の吸入暴露において検出可能な急性毒性は示さなかった。